# 都における今後の認知症疾患医療センターの整備について(案)

#### 東京都認知症疾患医療センターの取組

- 平成 24 年度に二次保健医療圏(島しょ地域を除く)に 1 か所ずつ、計 12 か所の認知症疾患医療センターを指定
- 認知症の専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状 への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進するとともに、 認知症アウトリーチチームによる支援を実施

東京都認知症疾患医療センター一覧					
No.	圏域	医療機関名	No.	圏域	医療機関名
1	区中央部	順天堂大学医学部附属 順天堂医院	7	区東部	順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター
2		公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院	8	西多摩	医療法人財団良心会 青梅成木台病院
3	区西南部	東京都立松沢病院	9	南多摩	医療法人社団光生会 平川病院
4	ᇫᅲᄣ	社会福祉法人浴風会 高齢者保健医療 総合センター 浴風会病院	10	北多摩西部	国家公務員共済組合連合会 立川病院
5	区西北部	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	11	北多摩南部	杏林大学医学部付属病院
6	区東北部	医療法人社団大和会 大内病院	12	北多摩北部	医療法人社団薫風会 山田病院

#### 国の方向性

- ○「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成 25~29 年度) 認知症の早期診断等を行う医療機関を約 500 か所整備 ※全国の認知症疾患医療センター数 289 か所(平成 26 年 12 月現在)
- ○「認知症疾患医療センター診療所型」の創設 昨年7月の国の実施要綱改正により、従前の「地域型」よりも人員配置、 検査機器所有等の要件が緩和された「診療所型」が新設された。

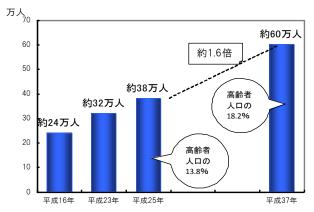
### 区市町村における地域包括ケアシステムの構築

- ○区市町村は2025年度(平成37年度)までに、各地域の実情に応じた 地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対 象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認 知症施策や生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステム の構築に向けた方策に取り組むことが求められている。
- ○その際、認知症施策は必須の取組であり、地域包括ケアシステム の構築を図るためには、認知症施策に主眼をおいた街づくりが必要 となる。

#### 認知症高齢者の増加

- 〇都における認知症高齢者(認知症高齢者日常生活自立度 I 以上)は38万人を超えており、平成37年には約60万人に達する見込み
- ○認知症の人の約6割は居宅において生活





東京都「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(平成25年11月)より推計

## 検討体制

◆東京都認知症対策推進会議認知症医療部会(座長:繁田雅弘先生)\*において、今後の整備方針について検討

※学識経験者、関係団体(東京都医師会、東京精神科病院協会等)、行政関係者(区・市・地域包括支援センター・保健所)等により構成

#### ● 主な検討内容

- 都における認知症疾患医療センター(地域型、診療所型)の機能
- ・ 認知症疾患医療センターの担当地域、配置数
- ・東京の実情に合った指定の要件

# 整備の方<u>向性</u>

- ▶ 急増する認知症の人と家族が地域で安心して生活するためには、認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・ 生活支援等の支援を受けることができる体制を、各区市町村において構築することが必要
- ◆ これまでの都の取組や国の方針を踏まえ、認知症疾患医療センターの整備をさらに推進
- ◆ 国実施要綱の「地域型」「診療所型」の機能を都の実情に応じて整理し、二次保健医療圏単位での整備に加え、より身近な区市町村単位での認知症疾患医療センターの整備を行うことにより、区市町村における「認知症対応型の地域包括ケアシステム」の構築を支援
- ◆ 現在指定している12か所の認知症疾患医療センターについては、これまでの実績を評価して、二次保健医療 圏の拠点となる「地域拠点型」認知症疾患医療センターに移行する。

「地域拠点型」認知症疾患医療センターは、「二次保健医療圏の認知症医療・介護連携の推進役」として、身体合併症・行動心理症状に対応するネットワークづくりの推進、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、人材育成、認知症アウトリーチチームの配置等を担う。

◆ 新たに区市町村単位で指定するセンターは「地域連携型」認知症疾患医療センターとし、「区市町村における認知症医療・介護連携の推進役」として、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・行動心理症状への対応、地域連携の推進等を担う。